

1999. 3 Vol.6

NO.15

# 産廃振興財団ニュース

- 不適正保管代執行について  
福島県
- 不法投棄対策基金の設置状況  
全国調査結果・産廃振興財団
- 債務保証業務シリーズ(7)  
三重中央開発(株)・現地ルポ
- 財団の動き

## 福島県いわき市四倉町における不適正保管 廃棄物事案の原状回復代執行について

### 1 はじめに

いわき市四倉町にあるO社の産業廃棄物処理施設の周辺地域においては、昭和60年ころから廃油等が入ったドラム缶が大量に搬入され約55,000本が保管されたが、ドラム缶の破損及び腐食等により内容物が飛散・流出して、周辺の生活環境保全上の影響が懸念される状況となり、周辺住民に不安を抱かせるとともに大きな社会問題となりました。

県は平成10年6月に原状回復措置命令をしましたが、原因者が履行する見込みがないことから、平成10年11月に代執行に着手したのでその概要を紹介します。

### 2 事案の経過

O社は、昭和56年3月に産業廃棄物の中間処理業の許可を取得して、廃油、廃プラスチック類の焼却を行っていた。

昭和60年代から首都圏を中心として大量の廃油等の処理を受託し、処理しきれなくなった廃油等をドラム缶に保管し野積みにしていたが、その一部を無許可業者に再委託したことが原因でいわき市沼部町の沼部廃坑ほかに不法投棄されるなど一連の事件が発生した。

その後、廃棄物処理法が改正され、処理業者の保管物について規定がなされたため、平成5年1月に改善命令を行ったが履行はされなかった。

このような中、O社は、平成

5年8月にT社に廃油等の入った大量のドラム缶等を含めた全施設を売却した。

T社は、処理施設の継承後、平成5年10月にO社と同じ内容の産業廃棄物の中間処理業の許可を取得したが、許可取得後間もなく経営が悪化し休業状態になったことから、ドラム缶等の処理は進まなかった。

このような状況から、県は平成7年11月には大がかりな立ち入り調査を、平成8年度には(財)廃棄物研究財団との共同により汚染状況の詳細な調査を行った。

さらに、平成9年度に原状回復技術検討委員会を設置し、原状回復を行うための汚染修復技術の検討及びボーリングによる地質等の調査を行った。

これら調査・検討結果及び厚生省との協議を踏まえ、平成10年6月23日にはO社及びT社に対し、改正廃棄物処理法に基づき原状回復を実施するよう措置命令を行った。

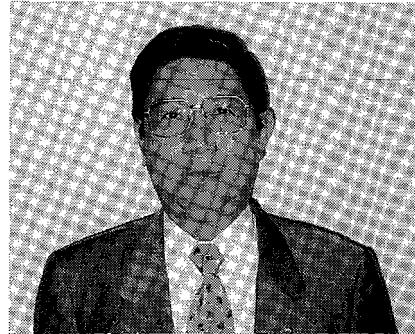
しかしながら、命令が履行される見込みがないことが確認されたため、平成10年11月11日に廃棄物処理法第19条の5第1項に基づき行政代執行に着手した。

### 3 現場の汚染の概要

調査・検討の結果、次のような問題が輻輳しており対策は緊急を要していることが判明した。

#### ① 汚染源

・保管量がドラム缶で約55,000



福島県生活環境部  
廃棄物対策課長  
**松本友作**

本と非常に多く、ドラム缶の腐食により廃棄物が流出しているものも多数あること。

- ・廃棄物中には有害物質が多く含まれ、保管容器毎に中身の物性が異なること。

#### ② 土壌等汚染

- ・保管敷地内の表層土壌及び排水ピット等には廃油等が流出し、地下浸透していること。

#### ③ 表流水汚染

- ・敷地内の汚染水が排水基準を超過し、敷地外への汚染も認められること。

#### ④ 地下水汚染

- ・敷地内の地下水の汚染が認められること。

### 4 措置命令の概要

#### (1) 平成11年2月22日までに講ずる措置

- ① ドラム缶及びその内容物等産業廃棄物の撤去処理
- ② 著しく汚染された土壌の撤去処理
- ③ 汚染水排水路の設置・整備
- ④ 汚染水を処理するための調整池、水処理施設等の設置
- ⑤ 雨水による汚染拡散防止のための敷地外周雨水排水路の設置・整備

- ⑥ 産業廃棄物が著しく付着した汚染構築物を撤去処理
- (2) 平成12年2月22日までに講ずる措置
  - ① 環境基準を超える汚染土壤の撤去処理
  - (3) 必要があると認められる期間において講ずる措置
    - ① 汚染水を排水基準を満足すると認められるまでの水処理
    - ② 水処理施設の完成までに発生する汚染水の撤去処理

## 5 代執行の概要

- (1) 実施期間  
平成10年11月11日～平成11年3月31日（平成11年4月から、いわき市が中核市に移行し、権限が移譲されることから期間が限定される。）
- (2) 内容  
実施期間が限定されるなか、技術的にも可能な限りの原状回復措置として、上記4の(1)の⑥及び(2)の①を除く措置及びこれに付随する作業を対

- 象とした。
- (3) 概算費用 総額約24億円（平成10年9月補正予算で計上した。）
- (4) 財政支援  
改正廃棄物処理法の施行日（平成10年6月17日）以前の事案を対象とした、（財）産業廃棄物処理事業振興財団が実施する平成10年度産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業に基づき、財政支援を受けることになった。

## 6 今後の課題等

- (1) 平成11年度以降は次のような原状回復措置が考えられ、その費用が多額となると予想される。
  - ① 土壌汚染分布調査
  - ② 汚染土壤の撤去（浄化）処理
  - ③ 汚染構築物の撤去処理
  - ④ 敷地内に埋められたドラム缶の撤去処理
  - ⑤ 水処理施設の運転管理
  - ⑥ 地下水汚染対策 等

- (2) このため、本県としては、いわき市が中核市に移行した後も、原状回復事業を可能な限り支援していく方針である。

## 7 おわりに

- (1) 廃棄物処理に係る代執行については、本県としては2度目となるが、今回は、行政代執行法によらず改正廃棄物処理法に基づき実施したが、簡素な行政手続きとなり、円滑・迅速な対応をすることができた。
- (2) 原状回復措置には多額の費用を要するが、本事案の対応に当たっては、（財）産業廃棄物処理事業振興財団から多額の財政支援を受け円滑に着手できた。
- (3) 今後、このような事案を防止し円滑に解決するためには、改正廃棄物処理法に基づく原状回復基金の一層の充実が必要であり、また、産業廃棄物や有害物質の排出量に応じた排出事業者の負担制度の導入が望まれる。

## 全国調査結果

（財）産業廃棄物処理事業振興財団

# 8つの県で不法投棄対策基金を設置

財団では、産業廃棄物の不法投棄の撤去事業を目的とした各都道府県に設けられた「基金」について調査を行い、その結果をまとめましたので、参考までに紹介いたします。

調査は昨年12月に実施し、調査対象とした47都道府県、43政令都市の総てから回答をいただきました。

主な概要を以下に記しました。

### 1 基金の設置

基金の設置は8つの県で、地理的に関東5県、東海北陸1県、九州2県となっており、このうち第3セクターが設置主体となっているのは、茨城、岐阜の2県です。栃木、群馬、埼玉、千葉、佐賀、熊本の6県は、いずれも県の（社）産業廃棄物協会が設置主体となっ

ています。

### 2 県、政令市の基金への関わり

上記の8県のほか、千葉、岐阜、熊本の3市が、それぞれの県の基金への出えん等に関わっています。

群馬県は、基金の出えんと基金における事業承認を、それ以外の7県、3市は、基金の出えん

及び基金運営組織への参画となっています。

### 3 基金の事業

基金の事業として、不法投棄撤去助成事業は各県共通ですが、最終処分場周辺整備、環境調査（茨城）、産業廃棄物処理に起因

する損害の補償（栃木）、不法投棄の未然防止の啓蒙（千葉）、公共関与による産業廃棄物の広域的処理（佐賀）などを基金の事業としています。

### 4 基金の目標額および造成額

目標額は6千万円から、10億

円という大型のものもあり、造成額では目標を上回っている県もあります。

### 5 基金造成の内訳

各県ともに、県（市）、排出事業者、産業廃棄物協会または協会員が基金を出捐しており、千

不法投棄対策基金の状況					(平成10年12月末現在)
都道府県名	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	
基金の名称	茨城県産業廃棄物対策基金	栃木県環境保全対策基金	群馬県環境保全保証基金	さいたま環境整備事業推進積立金	
創設年月日	平成5年2月17日	昭和63年7月22日	平成元年7月5日	昭和62年4月16日	
設置主体	(財) 茨城県産業廃棄物対策基金	(社) 栃木県産業廃棄物協会	(社) 群馬県産業廃棄物協会	(社) 埼玉県産業廃棄物協会	
運営組織の名称と構成	(理事会) (評議員会) 学識経験者 6名 学識経験者 5名 産廃協会 1名 産廃協会 1名 茨城県 5名 茨城県 3名 合 計 12名 合 計 9名	基金運営委員会 学識経験者 3名 産廃協会 3名 栃木県 2名 排出事業者 2名 合 計 10名	(社) 群馬県産業廃棄物協会理事会で実施決定し、知事の承認を受け る。 理事 21名（協会員）	さいたま環境整備事業運営委員会 学識経験者、県職員 産廃協会 委員長 1名 複委員長 1名 委員 8名 合 計 10名	
事業内容	①最終処分場周辺施設整備事業 (市町村への交付金) ②環境調査等助成事業 ( " ) ③環境汚染対策等支援事業 ( " ) ④不法投棄撤去助成事業 ( " ) ⑤有効利用促進助成事業 (団体への交付金)	①産業廃棄物の処理に起因する損害の補償 ②産業廃棄物の適正処理に関する対策事業 ③その他この基金の目的を達成するために必要な事業	①不法投棄された産業廃棄物で原因者を特定できない又は、原因者に撤去能力のない場合で、環境保全上必要と認められるものの撤去。 ②産業廃棄物処理施設に起因する公害又はその他不測の事故により、第3者に損害の発生又は生活環境保全上の支障が生ずる虞がある場合で本人に支払い能力がないときの、第3者への損失の補填及び生活環境保全上の支障を除去するため必要な措置。	①産業廃棄物の不法投棄等により、生活環境の保全上著しい支障が生じまたは生じるおそれがある場合の撤去等 ②処分場等において事業者が不明となり産業廃棄物が放置されることにより生活環境の保全上著しい支障が生じ、または生じるおそれがある場合、必要な措置 ③その他基金運営委員会が特に認めた事業	
造成期間	平成5年度～平成8年度	昭和63年度～平成9年度	平成元年度～	昭和62年度～平成10年度	
基金目標額及び造成額	目標額 9億円 ※造成終了 造成額 7億6,827万円	目標額 3億円 造成額 4億1,511万円 (H10.5.31現在)	目標額 10億円 造成額 約3億5千万円 (H10.12現在)	目標額 1億円 造成額 1億円 (平成10年3月末日現在)	
基金目標額及び造成額の内訳	目標額（造成額） 茨城県 3億円 3億円 排出事業者 3億円 2億4,761万円 処理業者 3億円 2億2,066万円	目標額（造成額） 栃木県 1億円 1億円 排出事業者 1億円 8,786万円 産廃協会員 1億円 1億3,756万円 利息 8,969万円	造成額 群馬県 1億5千万円 協会員ほか "	目標額（造成額） 埼玉県 5千万円 目標額に同じ 産廃協会員 5千万円 "	
基金を支出する場合の要件及び1件当たりの限度額	要件については、基金の業務方法書により判断する。また、支出についても、交付金交付規定（各事業毎に限度額を定めている）による。	1事故について1億円。 (ただし、物の損害についての補償の限度額は原則として1事故について500万円)	要件については、協会内に設けた環境保全保証委員会が調査・検討し、その結果を理事会に報告し、理事会の決定を受け知事の承認を得る。	要件については、運営委員会に設けた基準により、判断する。また、支出について原則として運用益の枠内で行う。	
基金による不法投棄等の産業廃棄物の撤去等の実施状況	・事業に位置付けるも、支出事例はない。  ※事例がない背景 ・不法投棄現場を管理する市町村の予算措置を必要とする助成内容となっており、過去において、市町村が予算措置をした実績がない。  ※今後、何らかの検討は必要と考えている。	支出事例はない。	1. 平成3年12月21日 甘楽郡下仁田町に投棄された燃え殻 10t 車 2台分 22万円 2. 平成5年3月9日 館林市内に投棄された燃え殻・汚泥 約20m <sup>3</sup> 50万円 3. 平成6年5月8日 藤岡市内に投棄された廃酸 ポリタンク 11本 2万6千円 4. 平成7年6月27日 甘楽郡下仁田町に投棄された燃え殻 約5m <sup>3</sup> 43万円 ・撤去費用 4件とも基金の運用益 ・基金を用いた理由 4件とも事業内容の①に該当	年1回、1地域を対象に実施する不法投棄撤去事業に300万円を使用。廃棄物は一般廃棄物が大半。	

葉県、岐阜県では市町村も基金造成に加わっています。

## 6 基金支出の要件

ほとんどの県で、支出を審査基準により判断することとなっ

ており、そのうち4つの県が基金運用益の枠内で行うとしています。

## 7 基金による不法投棄等の産業廃棄物撤去の実施状況

撤去の実施は半分の4県で、千葉県では平成9年に成田市で224m<sup>3</sup>の撤去を行い、総額約2億円（うち基金支出約2,500万円）の事業をしています。

不法投棄対策基金の状況					(平成10年12月末現在)
都道府県名	千葉県	岐阜県	佐賀県	熊本県	
基金の名称	千葉県環境保全対策基金	産業廃棄物対策基金	佐賀県環境保全対策基金	熊本環境保全推進基金	
創設年月日	平成元年5月18日	平成2年7月1日	平成6年4月1日	平成3年6月28日	
設置主体	(社)千葉県産業廃棄物協会	(財)地球環境村ぎふ(平成9年12月 (社)岐阜県産業環境保全協会から 移管)	(社)佐賀県産業廃棄物協会	(社)熊本県産業廃棄物協会	
運営組織の名称と構成	基金運営委員会 学識経験者3名 行政機関4名(県2名、市2名) 産廃協会3名  合計10名	基金運営会議 学識経験者2名 行政機関等4名 産業会3名  合計9名	基金運営委員会 学識経験者2名 佐賀県1名 産廃協会3名  合計8名	熊本環境保全推進基金運営委員会 熊本県2名以内 熊本市2名以内 産廃協会3名以内 学識経験者、排出事業者 合計10名以内	
事業内容	①不法投棄産業廃棄物の撤去等 ②処分場等で事業者が不明となり 産業廃棄物が放置されたことによ り生活環境保全上著しい支障 が生じた場合はおそれがある場合、 必要な措置(処分場閉鎖後も同様) ③不法投棄の未然防止、適正処理 推進に関する啓蒙事業 ④その他基金運営委員会が特に認 めた事業	①天災により最終処分場の構造が 破壊され、生活環境に被害が生 じた場合であって、設置管理者 (産廃処理業者)がその対策を講 じきれなかったときにおける対 策 ②最終処分場において、施設管理 者(産廃処理業者)が倒産により 維持管理不能となり、生活環境 に被害が生じる恐れがあると懸 念される場合における対策 ③その他、基金運営会議及び理事 会が特に認めた事業	①産業廃棄物の不法投棄により、 生活環境の保全上著しい支障が 生じたまたは、生じるおそれがあ ると認められる場合の必要な措 置 ②公共関与による産業廃棄物の広 域的処理に係る事業 ③産業廃棄物の適正処理に関する 普及啓発事業 ④その他基金運営委員会が特に認 めた事業	①産業廃棄物の撤去等に関する事 業 ア. 不法投棄されたものである場 合 イ. 環境保全上著しい支障が生じ 又は生じるおそれがある場合 ウ. 排出事業者が不明であり、かつ、土 地管理者の責に帰するこ とがない場合 ②産業廃棄物の適正処理に関する 普及啓発事業 ③その他基金運営委員会が特に認 めた事業	
造成期間	平成元年度～5年度	平成2年度～(造成目標額到達まで)	平成6年度～	平成6年度～平成8年度	
基金目標額 及び造成額	目標額 5億円 造成額 6億5,214万円 (H10.3.31現在)	目標額 10億円 造成額 7億4千万円 (H10年12月末現在)	目標額 6千万円以上 造成額 4千万円 (平成10年12月末現在)	目標額 3億円 造成額 3億円	
基金目標額 及び造成額 の内訳	目標額 (造成額) 千葉県2億5千万円 同左 千葉市 4千万円 同左 その他市町村 - 3,100万円 協会会員等 2億5千万円 3億3,114万円	目標額 造成額 岐阜県 4億円 4億円 市町村 1億円 1億円 処理業者・ 排出事業者等 5億円 2億4千万円 (市町村造成額のうち、岐阜市の出 捐額は1,259.8万円)	目標額 造成額 佐賀県 2千万円 2千万円 産廃協会 4千万円 2千万円	目標額 (造成額) 熊本県 1億円 1億円 熊本市 5千万円 5千万円 産業廃棄物協会、排出事業者 1億5千万円 1億5千万円	
基金を支出 する場合の 要件及び 1件当たりの 限度額	要件:要件については、審査基準に より判断する。 限度額:とくに定めていない。な お支出については、原則として基 金の運用益の枠内で行う。	運営会議より個別に判断する。 また、支出については、基金造成額 の枠内で行う。	要件については、運営委員会に設 けた基準により、判断する。また、 支出については原則として運用益 の枠内で行う。	運営委員会で審議する。 事業の実施は原則として運用益の 枠内で行う。	
基金による 不法投棄等 の産業廃棄 物の撤去等 の実施状況	①不法投棄場所 千葉県成田市芦田地区 ②実施時期 平成9年8月～12月 ③産業廃棄物の種類 建設廃材、廃プラスチック類、 木くず、廃タイヤ、金属くず、 その他混合廃棄物 ④不法投棄等の量及び撤去量 22,240m <sup>3</sup> を全量撤去 ⑤撤去費用 総額 2億4,496万円 うち基金 2,495万円 ⑥基金を用いた理由 事業内容の①に該当	支出事例はない。	支出事例はない。	①不法投棄場所 上益城郡嘉島町 ②実施時期 平成5年6月13日 ③産業廃棄物の種類 汚泥、木くず ④不法投棄等の量 汚泥60m <sup>3</sup> 、 木くず4m <sup>3</sup> ⑤撤去費用 総額 88万7千円 うち基金 52万9千円 ⑥基金を用いた理由 事業内容の①に該当	①不法投棄場所 八代市敷川内町 ②実施時期 平成11年4月～ 平成12年4月 (予定) ③産業廃棄物の種類 がれき類、燃え殻 等の混合物 ④不法投棄等の量 約70,000m <sup>3</sup> を封 じ込め、管理型最 終処分場形式にす る ⑤事業費 総額 3億円 うち基金 400万円 ⑥基金を用いた理由 同左

# 再資源化の推進—埋立ゼロへの挑戦

債務保証業務シリーズ7



## 工場現場さながら

車が上りに入ると、サーマルリサイクルと大書した塀が見えた。焼却施設をぐるっと回るように登ると周辺が一望のもとに眺められ、その一角に本社事務所がある。三重中央開発株式会社である。その間も、大型トラックが行き来する。小雨の中を建設機械が活動する、巨大な破碎機が稼働するという産業廃棄物処理では歴史のある会社と聞いたが、今や一山全体が建設工事たけなわの状況を呈している。

下地一正代表取締役社長は、開口一番「勉強、勉強、そして勉強ですよ」と廃棄物への取り組みの奥の深さを一言で表現した。常に新しい技術、施設に取り組んでいると、センター敷地内は何らかの工事に迫られ、改修に取り組むことになるのか、

「埋立地のいらない循環型社会の構築こそが目標」と努力が続けられている。



## 大栄環境グループ

三重中央開発㈱は、大栄環境㈱、(㈱)摂津清運、(㈱)摂津を主な構成会社とする大栄環境グループの一員であり、グループの総帥が下地一正社長、同社は大栄環境㈱の設立に一年遅れて、1980年に設立され、次々と事業内容を拡大しながら、今日では、①コンポスト工場、②サーマルリサ



三重中央開発(株)を訪ねて

キルン・ストーカ炉（焼却能力日量130t／日）

イクルプラント、③廃酸・廃アルカリ中和施設、④炭化プラント、⑤最終処分場施設、⑥破碎・選別施設、⑦排水処理施設、⑧分析センターと多くの施設を有し、産業廃棄物の総合リサイクルセンターとして活躍している。将来計画では、約70,000坪の用地に、エコロジカル・ファームゾーン、エコロジカル・リサイクルゾーン、エコロジカル・インダストリアル・ゾーンをリサイクル工場をコアに建設、自然との共生を実現するため、循環型社会を目指して大構想に挑戦している。具体的には、ガス化溶融炉の建設、家電リサイクル法に適合するリサイクルセンターの

建設など将来を目指した先行投資にも意欲的に取り組んでいる。今回の取材テーマである（財）産業廃棄物処理事業振興財団の債務保証業務対象のキルン・ストーカ炉（130t／日・三菱重工業㈱の設計施工）はすでに完成、日量800KWを発電、場内の必要電気量の約半分を賄っている。



## センターの内容

ここ、三重総合リサイクルセンターを運営している井上吉一取締役所長に施設の案内をお願いした。コンポスト工場は、自然醸酵型で、一日一回鋤き返され、2週間を経て養生場へ。ここ

**社長の一言**

「大まかには関西方面は大栄環境、中部、関東方面は三重中央開発ということになっている。傘下の各県にそれぞれ事業所、センターを設け、廃棄物の総合処理を行っています」と概要を語る。本社を入れると10カ所以上の拠点が設けられている。

「元々昭和36年頃から兄弟で始めた大栄衛生で収集運搬を中心

に廃棄物処理を取り扱っており、ごみの専門家である。昭和48年ごろに西宮に収集運搬の中間処理施設を建設、そこからスタート、勿体ないので、ごみを何とか減らそうということから、海外の実情も調べて歩いた。その成果が西宮の中間処理工場

です」と端緒を語る。「使えるものは使おうと努力した、あの当時の自分の延長が今日」とリサイクルを今更といった感じでさらりと語った。今の問題はと聞くと「最も初歩的な話だが分けるということですよ。契約通り

## 「分けることの大切さ」 — 下地一正社長に聞く — 処分場問題の解決策



ごみは奥が深い…と下地社長

の内容で出されるところは多くなく、排出者の認識をもう一段高めてもらう必要があります。相手はお客様であり僭越ではありますが、啓蒙しなければなりません。これは国民を啓発することであり、行政はもっと徹底した努力をしていただきたい。われわれ業者の泣き所は、分別

にお金が掛かり、これがリサイクルの邪魔をすることになり、とにかく大変ですよ。この問題が解決すれば廃棄物の活用範囲も多様化し、逼迫しているといわれている最終処分場問題も解決します。」と強調した。「何しろごみの問題は奥が深い勉強、勉強、また勉強の毎日ですわ」と目を細めた。



井上所長

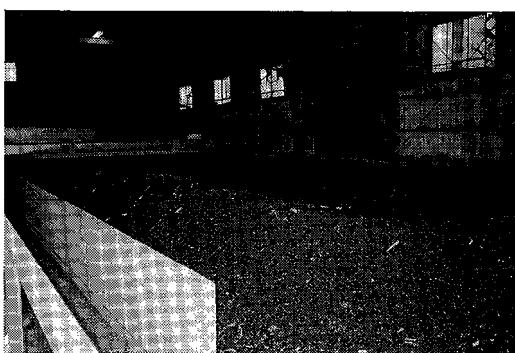
で2週間の養生を経て製品化される。原材料は、食品企業の生産工程から出る汚泥を利用する。

この肥料を使った同社の自営パイロット農場

では20万株の玉葱が栽培され、それを食品企業が原材料として購入。この循環が実行されている。その他米作、将来は温床栽培でマンゴやキウイ等を栽培、順次にファームゾーン完成にと前進している。

井上所長は「こここの廃棄物は95%が工場系、5%が建設廃材です。それに応じた処理、リサイクル施設を整備している」と説明、そのあと巨大な破碎機に案内される。ホーカリフトで投入口に運ばれたプラスチックを中心とした廃棄物は、破碎機を経た後、トロンメルに導入され、金属、可燃物、不燃物に分

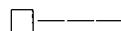
類、それぞれの施設に送られる。「この大型破碎機は阪神淡路大震災で活躍していたものを移設したもの」と当時を思い起こすように所長は語っていた。その横では、基礎工事が小雨にも係らず進んでいた。「家電リサイクル法の平成14年施行を前提に家電リサイクルセンターを考えています」と、ここでも、将来に向けての対応が進んでいる。一方、遙か向こうにセメントサイロが見え、聞くと、焼却灰を砂、骨材の代用に利用し、ブロック、U字溝等を作り場内工事の材料に利用、また、有機汚泥は炭化炉で炭化し、将来は埋立覆土に利用するという。



自然醸酵法コンポスト工場



阪神淡路大震災で活躍の破碎機を移設し活用している



### キルンストーカ炉

同センターの資源循環利用への実態、全く無駄のない廃棄物処理への取り組みを見た。

今回のテーマであるキルン・ストーカ炉の運転状況はどうなっているか。サーマルリサイクルセンターと称されるように、一日800KWを発電、場内必要量の2分の1を賄っている。さらに熱利用ではファームゾーンでの温床栽培を利用する計画もあり、資源活用への多面的な取り組みを進めつつある。

炉の仕様は、焼却能力130t／日(65t×2基)、汚泥乾燥能力90m<sup>3</sup>／日、排熱ボイラー能力20t／h、発電能力800KW乾燥汚泥肥料生産能力33t／日となっている。

構造的には、長さ10mのキル

ン炉とストーカ炉で構成されており、キルン炉で乾燥、ガス化させ、ストーカ炉で完全燃焼させる。産廃は、一廃と異なって多様なごみが入り、水分も一定でない、そのためキルンを設けて、多様な廃棄物に対応している。一方、問題のダイオキシン対策では、燃焼排ガスはボイラーで熱を回収した後、減温室を通して、180～200℃に下げられ、バグフィルタを通し、ダイオキシンは完全に除外されて、基準以下にしている。

ちなみに、同社は、既にISOの認証を収集運搬、中間処理、最終処分の3部門で取得している。

## 財団の動き

### メキシコ国環境庁 クリストーナ・コハチナス 有害廃棄物局長来日

JICAの個別研修でメキシコから標記の局長が当財団を1月19日に訪問され、当方から財団の設立経緯、不法投棄の原状回復事業、PCB処理についてレクチャーした。

メキシコの産廃処理の状況を尋ねたところ、次のような話があった。

- 1 メキシコの廃棄物の分類は危険、有害な廃棄物（我が国の特別管理廃棄物に相当すると推測される。）とそれ以外に

分類され、日本のような一般廃棄物、産業廃棄物といった分類と少々異なる。通常の産業廃棄物は一般廃棄物と同じ基準で処理される。

- 2 メキシコでは産業廃棄物について公共関与や施設整備の促進施策を政府として実施しておらず、日本の各種の施策は参考となる。
- 3 PCBは、メキシコでも電力、電話、メトロなどで6千～1万

トン程度保管しており、国内では、ごく少量しか処理できず、フィンランドをはじめヨーロッパ6各国に処理を依頼している。

米国に輸入して処理することが禁止されているが、例外的に認めてもらい処理を行ってもらっていた。しかし、これも米国の環境団体の反対で中断している。

国内で処理計画があり、半年後には高温焼却ができる予定。